

国立大学法人奈良女子大学と財団法人阪本龍門文庫との 連携協力に関する協定書

国立大学法人奈良女子大学（以下「甲」という。）と、財団法人阪本龍門文庫（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、古典籍の研究あるいは情報発信等を通じた学術・文化の振興に寄与するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携協力し、古典籍に係る研究あるいは情報発信等を通じて、学術・文化の振興を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 前条に定める連携協力の内容は、次のとおりとする。

- 一 乙の所有する善本の研究、電子画像の発信に関するここと
- 二 歴史・文学等に関する学術研究やその発信に関するここと
- 三 その他、甲、乙の双方が必要と認める事項

2 前項各号の事項を実施するにあたっては、甲、乙が双方で協議の上、実施の詳細についてその都度、協議決定するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙双方のいずれからも改定等の申入れがない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様に扱うものとする。

上記の協力協定を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

平成22年5月10日

（甲）国立大学法人奈良女子大学

学長 野口誠之

（乙）財団法人阪本龍門文庫

理事長 久米健次